



110
2024



北見建設業協会 R6・4・26 発行

北見土木技術協会理事

北見土木技術協会理事に鴨下副会長を選任した。

現場代理人と工事監督員との意見交換会

現場代理人と工事監督員との意見交換会を4月25日（木）、ホテル黒部で協会から41名、北見市から26名が参加し開催された。

☆講演会 ・『建設業の労災防止について』 講師 北見労働基準監督署

・『工事検査と工事施行成績評定について』 講師 北見市総務部 工事検査主幹



ゴールデンウィークの

建設会館休館のお知らせ

4月27日(土)~5月6日(月)



4月の動向

4月17日(水) 緑と花の市民の会 定期総会 16:00 ホテル黒部

4月25日(木) 現場代理人と工事監督員との意見交換会 16:00 ホテル黒部

4月25日(木) 第4回 理事会 13:30

月下独酌

▼このところ円安が止まらない。最大の要因は日本とアメリカの金利差だ。アメリカは記録的なインフレを抑え込むために急速な利上げを続けているが、日本は長期金利をゼロ%程度に抑える大規模な金融緩和を続けている。金利のつく通貨はよりもうけられるから投資家からするとうまみがある。よってドルを買う動きが世界中で広がり、その反動で円が売られるわけだ。円弱と言うよりドル強と言える。▼日銀は26日、大規模な金融緩和策の転換後、初となる金融政策決定会合を開いた。政策金利は現行の0~0.1%程度とし、低金利政策を維持することを全会一致で決めた。▼日銀は3月の前回会合で、マイナス金利を解除し、約17年ぶりの利上げを決めたばかりだ。今回の会合では急速に進む円安や企業の賃上げが、物価にどのような影響を与えているかなどを議論、経済データなどを見極める必要があると判断し、追加利上げは見送った。▼円安を抑制するには金利を上ることが一つの方法であるが、これを実行すると日本の経済が失速する心配があるから日銀は簡単に踏み込めない。▼日本のエネルギーの約85%は輸入に頼っている。また食料の約65%が海外に頼っているのが現状だ。円安が続くと物価は益々上昇するだろう。また我々の生活にも影響が出てくるだろう。▼かつての繁栄の時代の幻想から目を覚ましいち早く経済の方向転換を目指さないと日本は本当に沈んでいく。共生だの多様性だの甘ったるいことなんか言っている場合ではない。

(郷記)



Kensetsu News

2024/03/19 国交省／安衛経費の見積書明示を労務費・法定福利費とセットで推進、夏に実態調査

【建設工業新聞 3月 18日 1面記事掲載】

国土交通省は建設工事で安全衛生対策の関係経費が適切に支払われるよう、元下間の経費負担の実態調査や発注者も視野に入れた広報活動に力を入れる。今国会に提出した建設業法などの改正案で適正な労務費や法定福利費の確保を目指す規制を強化することを念頭に、安全衛生経費も同じような位置付けで適正額の確保が求められることを周知していく考え。労務費や法定福利費とセットで見積書に内訳明示する取り組みを推進し、建設業者らの対応を継続的に追跡調査する。

学識者や建設業団体の実務者らで構成する「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」の会合を14日に開き、安全衛生経費の認知度向上を目指す戦略的広報や建設業者が対象の支払い実態調査の方向性を示した。

戦略的広報は厚生労働省や関係団体と連携。4月から現場で本足場の使用を原則義務化するなど改正労働安全衛生規則(安衛則)の内容と併せて建設業者や官民の発注者、一人親方、エンドユーザーなど立場の違いに合わせてリーフレットなどを順次作成する。

実態調査は法定福利費の確保などに関する既存調査の内容を拡充する形で夏ごろに行う。許可業者のうち4万者にアンケート票を送付。元請、下請それぞれの立場で安全衛生対策の実施分担や費用負担、関係経費の見積書への明示状況などを確認する。これとは別に専門工事業団体には対策項目の「確認表」や関係経費を内訳明示する「標準見積書」の作成状況を随時フォローアップする。

会合では、特に住宅などの民間工事で発注者やエンドユーザーに経費負担の理解が必要との訴えが相次いだ。重層下請構造などを要因に工期途中で追加経費が必要になるケースも想定され、国交省が積極的に設計変更対応に当たることによって地方自治体などの模範となるよう求める声もあった。

蒔苗浩司官房審議官(不動産・建設経済局担当)は、業法改正案で著しく低い労務費などによる見積もり・契約の禁止を打ち出したことに触れ「安全衛生経費も建設工事従事者の安全、健康確保のために重要」と関連性を強調。WG座長の蟹澤宏剛芝浦工業大学教授も「(発注者の理解を得るため)総価一式の中に込み込みとするのではなく、安全衛生経費や法定福利費を自ら計算し表に出す。どちらも担い手を守るもの。安心して若い人に入ってきてもらうためにも大事だ」と訴えた。

024/03/27 国交省／監理技術者など4月から現場不在を柔軟化、在籍出向配置の特例も拡充

【建設工業新聞 3月 27日 1面記事掲載】

国土交通省は、現場技術者の働き方改革に対応するため明確化した監理技術者などの専任制度の取り扱いや、在籍出向技術者の現場配置を特例的に認める「企業集団制度」の新たな運用ルールを4月1日から適用する。専任工事で現場を不在にする際の対応を緩和するなど、超過勤務が懸念される現場技術者が休暇などを柔軟に取りやすくする措置を講じる。

監理技術者制度運用マニュアルを改定し、企業集団制度の新ルールの通知文書とともに不動産・建設経済局建設業課長名で地方整備局や都道府県、建設業団体に26日付で送付した。

専任制度は「不在にする合理的な理由」の例示として勤務間インターバルなど働き方改革の観点を踏まえた勤務体系、工事書類の作成などを追加。1～2日程度の短期間の不在であれば、終日現場を離れるのが週の稼働日の半数以上などの場合を除き、適切な施工体制の確保を前提に受注者の裁量で可能とする。施工体制を確保する手段として遠隔施工管理を明記。バックオフィス支援を念頭に、監理技術者などを支援する者の配置を特別な条件を設けずに推進する。

企業集団制度は出向元と出向先の経営事項審査(経審)の有無を問わず、在籍出向後3カ月以上あれば連結子会社間などの技術者配置を可能とする「3カ月後配置可能型」を新設する。親会社と連結子会社の間では、民間工事で在籍出向後すぐ、公共工事の元請は在籍出向後3カ月以上あれば配置を認める。確認書の事前申請は不要で、個別工事で必要に応じ注文者に関係資料を提出することで運用する。

親会社と連結子会社の間で在籍出向を認める現行の特例も「即配置可能型」として残す。こちらは国交省による確認書の事前交付が必要だが、従来1年だった有効期間を3年に延ばす。

2024/04/05 国交省／「建設Gメン」活動本格化、人員体制倍増・業法改正で深掘り調査可能に

【建設工業新聞 4月 4日 1面記事掲載】

国土交通省は時間外労働の罰則付き上限規制の適用や今国会で目指す建設業法改正を踏まえ、建設工事の取引実態の現地調査に当たる「建設Gメン」の活動を本格化する。元請各社の支店や現場所長を直接訪問してヒアリングする「モニタリング調査」に対応する人員体制を2024年度に倍増。業法改正で同調査の法的な位置付けを明確化し、違反が疑われる行為の端緒情報を把握する動きを真正面から展開する。従来以上に「深掘りした調査が可能になる」(不動産・建設経済局建設業課建設業適正取引推進指導室)見通した。

建設Gメンの体制は24年度予算成立を受け、純増分で地方整備局などに計10人を新規配置。建設業関係部署からの応援・併任を加え23年度の72人からほぼ倍増の135人体制を敷く。業法改正の施行を待たず、関連した調査に先行的に取り掛かり、建設業者に適切な対応を呼び掛ける。

業法改正では既存の「下請取引等実態調査(元下調査)」とモニタリング調査を念頭に、国交相に工事請負契約の締結状況などの調査権限を法的に付与する。今国会で改正法が6月に成立・公布されると仮定すれば、調査権限は3カ月以内の9月までに施行する。

価格転嫁対策として新たに定める請負代金の変更協議に関するルールは6カ月以内の12月まで、労務費の見積もり規制や受注者による価格と工期のダンピング規制は1年半以内の25年12月までに施行予定。これに先駆け、建設Gメンの活動として「労務費の見積もりに対し注文者が不適正な変更依頼をしていないか」「工期や請負代金の変更協議の申し出に対し注文者が誠実に応じているか」などを把握する。

モニタリング調査は官民の大規模工事で年数百件の調査実績がある。今後の調査規模は未定だが、やみくもに件数を増やすのではなく1件ごとの深掘りを重視する方向だ。

適正工期の確保に特化したメニューとして23年度に開始した労働基準監督署との合同調査も継続。労基署の同行による「訪問支援」という形で上限規制の周知に取り組む。規制適用後の具体的な進め方を各地域の労基署と今後調整する。

業法改正で調査対象と規定するのは建設業者に限るが、デベロッパーなどの民間発注者に対する任意のモニタリング調査も従来通り継続。受発注者間の取引関係に目を光らせていく。

Coffee Break

仕事の手を休め、リフレッシュしては・・・(第110号)

◆国語の問題

問題1 次の口に漢字を一文字入れて熟語を完成しなさい。

	海	
空		艦
	団	

	慰	
不		産
	心	

	讚	
多		路
	阜	

	改	
仮		置
	丁	

◆数学の問題

問題1 Xの角度を求めなさい。



